



### ★税務局が社会保険料を徴収することによる変化

#### 1 税務局が社会保険料を徴収することによる変化

中国では、2019年1月から社会保険局ではなく税務局が社会保険料を徴収することになります。これまでは社会保険局に出す賃金の数字と税務局に出す賃金の数字について違う数字を提出することが可能でした。そのため、本来の賃金に対して著しく低い基数で計算された社会保険料を収めることが可能だったのです。これからは税務局が会社が提出した賃金をもとに社会保険料も税金もまとめて徴収することになりますので、税務局が正確な賃金を把握しやすくなります。一部の中国企業は、これまで社会保険局に実態とは異なる低い基数を申告して社会保険料を免れていたと言われていました。そのため、今後は、本来の賃金にもとづいて社会保険料を収めなくなると予想されています。

#### 2 日系企業は無関係か？

では、日系企業は来年1月からの制度の変更と無関係でしょうか？そうとは限りません。歴史の長い日系企業の場合、会社設立当初から担当スタッフが会社のためを思いコスト削減のため、意図的に社会保険の基数を低く申告してそのまま十数年間続けている場合があります。「違法ですが中国ではよく行われています」と説明され、当時の総経理も納得したのかもしれませんが。

今回の制度改正により、税務局が容易にこのような違法行為を指摘することが可能になりますので、一部の日系企業でも問題が表面化する可能性があります。

#### 3 議論を呼ぶ通達文書（人社庁函[2018]246号（2018-9-21））

「社会保険料の徴収を安定させるための緊急通知」(人力资源社会保障部办公厅关于贯彻落实国务院常务会议精神切实做好稳定社保费征收工作的紧急通知) と呼ばれる通知文書が2018年9月21日に出されました。

この中で「三、严禁自行组织对企业历史欠费进行集中清缴」との文言が議論を呼んでいます。「これまでの企業の累積滞納社会保険料を集中的に完納することを禁止する」とも読めるため、「過去の社会保険料の滞納は許されるのだ」と解釈することも可能です。現実的に限られた人員で過去の滞納社会保険料の処理を行うことは不可能です。建前上は日本と異なり中国の社会保険料の滞納について消滅時効はありませんので、すべて遡って収めないといけないのですが、現実的には不可能なのでこのような文言になったと思われます。

このため、正直に税務局に正しい基数の申告をして（過去はともかく）是正することを目指す企業が増えているようです。では、過去の未払い部分はどうしたらよいのでしょうか。従業員からの不満も上がりそうです。この点については別の機会に述べたいと思います。

お気軽にご相談下さい

日本：杜若経営法律事務所（9:00～17:00）

TEL 03-3288-4981

中国：上海邁伊茲諮詢有限公司（弁護士向井宛）

TEL +86+(21)6407-8585(内線 320)

E-mail mukai@myts-cn.com